

平成31年3月吉日

ご担当者様

一般財団法人杉山記念財団
理事長 杉山 力一

一般財団法人杉山記念財団
平成31年度 論文表彰制度のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当財団では、平成31年度より「生殖医療に関する研究論文の表彰事業」を開始いたします。当事業は、生殖医療の振興を図るべく、生殖医療に関する優れた研究論文を表彰することで、学術の振興及び医療の発展に寄与することを目的としたものです。

つきましては、日頃から学術活動に励まれている研究者の皆様のお役に立てればという思いでご案内をさせていただいた次第です。わが国の生殖医療振興のために日々邁進してまいりますので、どうぞお見知りおきのほどお願い申し上げます。

早速ではございますが、ご案内にあたり下記の資料を同封させていただきますので、ご査収の上、よろしくお取り計らいいただけますようお願い申し上げます。

皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

謹白

記

平成31年度募集要項 3部

※論文表彰制度の詳細は本法人HPでもご確認いただけます

一般財団法人杉山記念財団 事務局 表彰事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL : 03-5989-0489 FAX : 03-5989-0489

Mail: info@sugiyama-foundation.org

URL: <https://www.sugiyama-foundation.org>

SMF論文表彰制度

平成31年度募集要項

一般財団法人杉山記念財団

1. 表彰の趣旨

この法人が制定する「SMF論文表彰制度」に基づき、生殖医療に関する優れた研究論文を表彰することによって、生殖医療の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 生殖医療に関する研究論文であること
- (2) 学術雑誌に掲載済みの原著論文(査読付き論文)であること
- (3) 応募者本人が論文の筆頭著者であること
- (4) 受賞の際に表彰式典への出席が可能であること
- (5) 応募者本人が日本国籍を有すること

※応募論文は、和文・英文の別を問いません

※過去3年間の大賞受賞者は応募いただけません

3. 対象となる論文

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において学術雑誌に掲載された生殖医療に関する研究論文

4. 募集期間

平成31年4月1日～5月31日

5. 賞の種類及び褒賞

受賞者には以下の金品を贈呈します。

- ・大賞(1名) 賞金 1,000,000円 および 賞状・トロフィー
- ・優秀賞(2名) 賞金 500,000円 および 賞状・トロフィー
- ・奨励賞(3名) 賞金 300,000円 および 賞状・トロフィー

※賞状・トロフィーは表彰式典当日に贈呈し、賞金は後日振込払いとします

6. 表彰式典

開催時期: 平成31年9月初旬～中旬

会場: 東京都内のセレモニーホール等

式次: 受賞者の発表、褒賞(賞状・トロフィー)の授与、受賞者スピーチ、記念撮影

※受賞者の表彰式典出席に関する費用(交通費・宿泊費)は、財団にて負担します

※受賞者におかれましては簡単なスピーチ(受賞の感想、今後の展望等)をお願いしております

7. 応募手続

(1) 応募資料

①エントリーシート（財団 HP よりダウンロード） 1 部

②履歴書（顔写真貼付、様式自由） 1 部

③研究論文のハードコピー 1 部

④研究論文の PDF データ入り CD-R 1 枚

※所属学会等の推薦書は不要です

※応募資料は原則として返却いたしません

※③及び④には抄録(和文)も収録してください

(2) 応募方法

応募資料一式をこの法人宛にお送りください。

※平成 31 年 5 月 31 日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

(3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人杉山記念財団 表彰事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL: 03-5989-0489 FAX: 03-5989-0489

MAIL: info@sugiyama-foundation.org

URL: <https://www.sugiyama-foundation.org/>

8. 選考及び受賞者の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は平成 31 年 8 月初旬～中旬に応募者に文書で通知します。

9. 賞金の交付

平成 31 年 9 月下旬に指定口座(応募者名義)への振込払いとします。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した応募者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本事業に係る目的にのみ使用いたします。

11. その他

受賞者が次の事項に該当するときは、表彰の取り消し、表彰の中止、又はすでに贈呈した褒賞の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

(1) 応募資料に虚偽・不正が認められるとき

(2) その他、受賞者として相応しくない事実が認められるとき